公立八女総合病院企業団清掃等業務提案依頼書

1　目的及び受託者の責務

この業務提案依頼書は、公立八女総合病院企業団（以下「甲」という。）の清掃等委託業務（以下「本業務」という。）に関する業務内容及びその他必要な事項を示したものである。また、本業務に係る企画競争参加者（以下「乙」という。）が、本業務を受託するに当たって業務の性質上当然実施する事項はもとより、本依頼書に記載のない事項であっても、本業務に附帯する業務で建物の保全管理、美観維持、衛生管理及び院内感染防止等の点から重要と認められる事項について、快適な環境衛生の維持管理及び効率的な病院運営に必要と思われる業務について企画及び提案してもらうことを目的とする。

2　業務実施期間

（1）　業務実施期間は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までとする。

（2）　業務受託者として選定された日から契約開始日の前日までは、業務準備期間（業務運用の調査、現受託業者との業務の引き継ぎ等）としますが、この期間にかかる経費は業務受託者の負担とする。

3　業務実施場所

（1）　福岡県八女市高塚540番地2　　公立八女総合病院

（2）　福岡県八女市立野362番地1　　みどりの杜病院

（3）　福岡県八女市黒木町湯辺田270番地　　介護老人保健施設　回寿苑

4　業務内容

業務内容は以下に分類され、詳細は「6　業務の詳細及び範囲等」のとおりとする。

（1）　清掃業務

ア　日常清掃（日常的及び週単位で行う清掃業務）

イ　定期清掃（月・年単位等の定期的な間隔で行う清掃業務）

（2）　廃棄物回収及び病院敷地内搬送

（3）　消耗品交換・補充等管理

（4）　ベッドメーキング（病室・医師当直室等）

（5）　不潔リネン仕分け

（6）　その他付随する業務

5　業務実施日

乙の業務実績及び運営ノウハウに基づき、快適な環境衛生の維持管理及び効率的な病院運営に適切な業務実施日を提案するものとする。

なお、現在、原則毎日実施するが、年末年始、ゴールデンウィーク等の特別な連休については、

別途甲と受託業者の協議により決定。

6　業務の詳細及び範囲等

（1）　清掃業務及び不潔リネン仕分け業務について

次に掲げる内容により業務提案をするものとする。

ア　日常清掃基本内容（別紙）

イ　定期清掃基本内容（別紙）

ウ　不潔リネン仕分け業務内容（別紙）

（2）　廃棄物回収及び病院敷地内搬送について

各部署から廃棄物（一般、不燃、感染）を収集してゴミ置場、不燃ゴミ置場等に搬出する業務

（3）　消耗品交換・補充等管理について

トイレットペーパー、手洗い用石鹸水等の交換・補充

（4）　ベッドメーキング（病室・医師当直室）について

①病室のベッドメーキング（シーツ交換、ベッド清掃、マット交換・清掃、カーテン取付、床頭台清掃、等）（入退院及び転床時）

②医師当直室等のベッドメーキング（シーツ交換等）（9 室程度／日）

③管理当直室のリネンの補充・回収

※①、③は、公立八女総合病院のみ、②について公立八女総合病院、みどりの杜病院のみ

※公立八女総合病院における H28.10.1 から H29.9.30 までの入退院・転室件数

（入院件数：約 6,600 件　退院：約 6,600 件　転室：約 5,300 件）

（5）　その他付随する業務について

（1）から（4）までの業務に付随すると乙が考える業務のうち、実施可能な業務を提案するものとする。

（6）　業務の範囲は、（1）に掲げる各内容、基準表等を目安とし、乙が最適と考える業務範囲・頻度を提案するものとする。

7　使用用具・資材及び費用負担区分

乙は、業務に使用する用具・資材等について提案するものとする。また、費用負担についても併せて提案するものとする。なお、現在の用具・資材仕様、費用負担区分は以下のとおり。

使用する用具・資材等	仕様等	費用負担者	参考事項
清掃用モップ	色分けすることができる用具を選択すること 用具自体を洗浄できること	乙	定期的に洗浄し、清潔な状態を保つこと
清掃用クロス	色分けすることができる用具を選択すること	乙	

清掃用カート	色分けした清掃用具が区分して保管できるものを使用すること 用具自体を洗浄できること	乙	定期的（週1回程度）に洗浄し、清潔な状態を保つこと
掃除機	HEPA フィルター装着、静音であること	乙	
その他清掃用器具（バケツ、スポンジ、モップ絞り等）	機能性がよいこと さびやすいもの、多孔質なものなど衛生的な管理ができないものは使用しないこと 用具自体を洗浄できること	乙	定期的（週1回程度）に洗浄し、清潔な状態を保つこと
廃棄物運搬用カート	用具自体を洗浄できること	乙	
手袋（ディスポーザブル、ゴム手袋）	あらかじめ甲の許可を受けたもの	乙	ディスポーザブル手袋は、オフロケーション方式を採用しているエリアでは各室1枚使用する
マスク（ディスポーザブル）	あらかじめ甲の許可を受けたもの	乙	
エプロン（ディスポーザブル）	あらかじめ甲の許可を受けたもの	乙	
清掃用洗剤	あらかじめ甲の許可を受けたもの MSDS を常にみることができるように保管しておくこと	乙	
消毒剤	あらかじめ甲の許可を受けたもの MSDS を常にみることができるように保管しておくこと	乙	
トイレットペーパー	あらかじめ甲の許可を受けたもの	甲	使用量の目安 1,500ロール/月
ペーパータオル	あらかじめ甲の許可を受けたもの	甲	使用量の目安 150袋/月
手洗い用石鹸液	あらかじめ甲の許可を受けたもの	甲	使用量の目安 35本/月
ゴミ袋	あらかじめ甲の許可を受けたもの	甲	
傘袋	あらかじめ甲の許可を受けたもの	甲	
モップ洗い用洗濯機		乙	
モップ洗い用乾燥機		乙	

モップ洗い用洗剤	あらかじめ甲の許可を受けたもの MSDS を常にみることができるように保管しておくこと	乙	
清掃用具洗浄器具	あらかじめ甲の許可を受けたもの MSDS を常にみることができるように保管しておくこと	乙	
清掃用具洗浄用洗剤	あらかじめ甲の許可を受けたもの MSDS を常にみることができるように保管しておくこと	乙	
PHS		甲	甲が乙に貸与
光熱水費		甲	

8　業務実施体制

乙は、業務履行の管理、従業員の健康管理、緊急時の対応及び従業員の研修（清掃業務、接遇、感染防止等）等に係る管理責任体制について提案するものとする。また、各業務場所の施設規模及び特性を考慮し、清掃の種別ごとに業務遂行に必要かつ十分な業務体制（人員配置、業務時間帯等）を提案するものとする。なお、現在、原則として午前8時30分から午後5時00分までを業務時間帯としているが、箇所ごとの清掃時間については、診療行為、事務業務等の支障とならないよう担当部署と調整のうえ、午前7時頃から作業を実施するなど、詳細については都度決定。